

## マッサージで「けが人」続々―無資格施術でトラブル増加

<http://www.sankei.com/life/news/130804/lif1308040001-n1.html>

2013.8.4 20:49 更新

産経新聞

整体やマッサージといった医療類似行為について昨年度、国民生活センターと全国の消費生活センターに寄せられた相談が計1265件に上り、過去最多だったことが4日、分かった。相談は年々増える傾向にあり、中でも、「マッサージを受けたら骨折した」など身体被害を訴える相談が増加している。

「ブキッ」。埼玉県に住む60代の女性は昨年4月、近所のマッサージ店で1時間半にわたって全身の指圧を受けたとき、鈍い音とともに胸に激痛を覚えた。

息ができないほどの痛みだったが、数分で元に戻ったため、施術者に何も言わずに帰宅した。しかし、その夜に発熱して痛みが再発したため、整形外科で診てもらったところ、あばら骨の骨折と判明した。全治1カ月の重傷だった。

国民生活センターによると、平成19年4月～25年7月末、健康維持や疲労回復を目的とした器具を使わない手技での医療類似行為に関して計5752件の相談があった。昨年度は1265件で統計を取り始めてから過去最多だった。

この女性と同じように、体に何らかの症状が出たという相談は、19年度の115件から年々増加。22年度には199件になり、昨年度は257件で過去最多。今年度も7月末時点で57件とほぼ同じペースで推移している。約8割は医療機関を受診したといい、うち3割以上は3週間以上の治療が必要な重傷だった。

症状は骨折だけでなく、背骨を強い力で押されたことによる神経・脊髄損傷や、おきゅうでやけどしたという皮膚障害、関節を無理にひねられたことによる捻挫など。同センターには、「鍼灸（しんきゅう）院に治療費を払ってもらえないか」「慰謝料を請求したい」という相談がある。

なぜ癒やされるはずの場所で、身体被害が続出しているのか。同センターの担当者は「国家資格がなくても施術できる医療類似行為がある」と説明する。

医療類似行為の中で、国家試験があるのは、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復。その他の整体やカイロプラクティックなどは資格がなくても開業できる。相談の4割以上は、こうした無資格施術に関するものだ。無資格の施術所でも「マッサージ」という用語を使って宣伝する店は多く、資格のあるあん摩マッサージ指圧師がいる店との区別は難しいという。

同センターは、店に行く前の入念な情報収集や、体に異変を感じている場合には医師に相談することを推奨している。